

経済財政運営と改革の基本方針2014
(平成26年6月24日閣議決定・農業部分抜粋)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

(4) 農林水産業・地域の活力創造

攻めの農林水産業を展開し、農林水産業を成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。こうした基本的な考え方の下、改訂後の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を着実に実施し、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。また、同プランで示された基本方向を踏まえ、食料・農業・農村基本計画を見直す。

イノベーションによる農業の成長産業化の推進、輸出拡大、食の安全の確保、6次産業化の加速、担い手への農地集積・集約化、企業、新規就農者など多様な担い手の育成・確保、生産基盤の整備等により畜産・酪農を含む農業の競争力強化を進める。また、経営所得安定対策の見直しを着実に進めること等により、食料安全保障の確立等を図る。

活力ある農山漁村の構築に向け、都市と農山漁村の教育交流、農観連携、集落間連携等を進める。

森林・林業については、豊富な森林資源を循環利用しつつ、新たな木材需要の創出や国産材の安定的・効率的な供給体制の構築等を推進する。水産業については、浜ごとの特性等を踏まえた資源管理、持続可能な漁船漁業・養殖業の展開、消費・輸出拡大等を図る。

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革

(3) オープンな国づくり

T P P（環太平洋パートナーシップ）協定交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組むとともに、R C E P（東アジア地域包括的経済連携）、日中韓 F T A、日 E U ・ E P A 等の経済連携交渉を同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。これらを通じ、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、我が国が中核的な役割を果たす。

(5) 規制改革

ダイナミックな産業構造の変革のため、企業、NPOなど事業者の創意工夫を阻む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、消費者の潜在的需要を開花させることで、ビジネスチャンスの創出・拡大等を図ることが重要である。これらの実現に向け、経済環境の変化や新技術の開発等に応じたきめ細やかな規制の見直しを進めていく。

特に、健康・医療産業の発展、多様で柔軟な働き方の実現、新しい事業の開拓、農業の成長産業化の促進、対日直接投資の促進等を重視して推進する。

こうした規制改革の取組に当たっては、国民への多様な選択肢の提供、安全性のより効率的な手法での確保、事前規制から事後チェックへの転換等の観点も踏まえ、「規制改革実施計画」において決定した改革事項を着実にフォローアップしていくとともに、規制所管府省が主体的・積極的に規制を見直すシステムを構築する。

また、平成27年度までの2年間を集中取組期間とし、国家戦略特区に関する取組を加速化する。

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

(3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(4) 地球環境への貢献

世界の温室効果ガスの削減を始めとする地球環境問題の解決に向けて、「攻めの地球温暖化外交戦略」を着実に実施し、水素エネルギー技術を含む革新的環境エネルギー技術の開発、二国間オフセット・クレジット制度等による技術の普及、官民併せた途上国支援、IRENA（国際再生可能エネルギー機関）等の更なる活用等の取組を推進するとともに、COP20等に積極的に関わる。

地球温暖化対策として、地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、それぞれの取組状況を踏まえ、「京都議定書目標達成計画」と同等以上の取組の推進を図るとともに、再生可能エネルギーの着実な拡大及びそのために必要な基盤整備、環境ファイナンスによる民間投資促進等を通じた排出削減対策、気候変動の影響に対する適応策、森林吸収源対策等に取り組む。また、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進める。

循環型社会と里地里山・里海の保全等による自然共生社会の実現、日中間の技術支援協力等の微小粒子状物質（PM2.5）対策等の安全・安心な環境等に向けた取組を推進する。